



編集・印刷 独立行政法人国立印刷局

明治三十五年三月三十一日 日刊 (行政機関の休日休刊)

目次

(告 示)

- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件 (法務三三三、三三三)
- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件 (同三三三)
- 日本国に帰化を許可する件 (同三三四)
- ネパール政府に対する贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件 (外務三二〇)
- 農業・水産食品の安全確保のための検査・農産食品品質コンサルティングセンター能力強化計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同三二一)
- 南部地域における不発弾除去の加速化計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同三二二)
- 平成三十一年三月十八日から発行を開始する日本銀行券千円の様式を定める件 (財務二七九)

- 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主任大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件 (財務・農林水産一五)
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第四条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める五類感染症及び事項の一部を改正する件 (厚生労働三六五)
- 保安林の指定をする件 (農林水産二二八二、二二九七)
- 砂防法第二条の土地を指定する件 (国土交通一一八六、一一九二)
- 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の指定湿地を指定した件 (環境八四、八五)
- 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の指定湿地を拡大した件 (同八六)
- 漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ定める件 (防衛二〇九)
- 道路に関する件 (九州地方整備局一一五、一一六)
- 人事異動
- 内閣
 - 〔叙位・叙勲〕
 - 〔皇室事項〕
 - 〔官庁報告〕
- 法 務
 - 刑事補償法による補償決定の公示 (熊本地方裁判所)

- 労働
 - 労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について (厚生労働省)
 - 〔資 料〕
 - 機械受注統計調査報告 (平成三十年八月) (実績) (内閣府)
- 公 告
 - 〔公 告〕
 - 諸事項
 - 官庁
 - 金融商品取引業者営業保証金取戻し関係
 - 裁判所
 - 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係会社その他

告 示

- 法務省告示第三百三十一号
 - 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法 (昭和六十一年法律第六十六号) 第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。
 - 平成三十年十月十八日 法務大臣 山下 貴司
 - 氏 名 ハリエット・クニ・エリザベス・グレイ
 - 生年月日 千九百八十七年四月四日
 - 法務省告示第三百三十二号
 - 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法 (昭和六十一年法律第六十六号) 第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。
 - 平成三十年十月十八日 法務大臣 山下 貴司
 - 氏 名 ポール・リチャード・ヘネシー
 - 生年月日 千九百八十年十一月二十一日
 - 法務省告示第三百三十三号
 - 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法 (昭和六十一年法律第六十六号) 第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。
 - 平成三十年十月十八日 法務大臣 山下 貴司
 - 一 指定を受けた者
 - 氏 名 ポール・リチャード・ヘネシー
 - 生年月日 千九百八十年十一月二十一日
 - 二 指定をした特定外国法
 - 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの
 - アメリカ合衆国コネティカット州において効力を有し、又は有した法
 - 法務省告示第三百三十四号
 - 左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
 - 平成三十年十月十八日 法務大臣 山下 貴司

○財務省告示第十五号

農林水産省告示第十五号
株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。
平成三十年十月十八日
財務大臣 麻生 太郎
農林水産大臣 吉川 貴盛

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
一 (略)	二 法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	一 (略)	二 法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。
償還期限	利率	償還期限	利率
十二年以下	年二厘五毛	十二年以下	年二厘五毛
十二年を超え十五年以下	年三厘五毛	十二年を超え十五年以下	年三厘五毛
十五年を超え二十五年以下	年四厘	十六年を超え二十五年以下	年四厘

三 法別表第五第三号の1に掲げる資金（同条の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

十二年を超え十五年以下	年三厘五毛	十三年を超え十六年以下	年三厘五毛
十五年を超え三十五年以下	年四厘	十六年を超え三十五年以下	年四厘

附則

1 この告示は、公布の日から施行する。
2 この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第三百六十五号
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第四条第六項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第四条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める五類感染症及び事項（平成十九年厚生労働省告示第五十八号）の一部を次の表のように改正し、平成三十一年一月一日から適用する。
平成三十年十月十八日
厚生労働大臣 根本 匠
（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
後天性免疫不全症候群	(略)	後天性免疫不全症候群	(略)
梅毒	妊娠の有無	(新設)	(新設)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第四条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める五類感染症は、次の表の上欄に掲げる感染症とし、同項に規定する厚生労働大臣が定める事項は、同表の上欄に掲げる五類感染症について同表の下欄に掲げるものとする。

○農林水産省告示第二千二百八十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成三十年十月十八日
農林水産大臣 吉川 貴盛

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。

一 保安林の所在場所 岐阜県揖斐郡揖斐川町小津字居所一〇〇五、一〇〇七
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定実施要件
立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

○農林水産省告示第二千二百八十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成三十年十月十八日
農林水産大臣 吉川 貴盛